

# 市からの 連絡帳

## 税・年金 公金収納取り扱い金融機関の廃止

4月1日(月)から、みずほ信託銀行における窓口での公金納付ができなくなります(口座振替は、今までどおり利用できます)。

市民の皆さんにはご不便をおかけしますが、よろしくお祈りします。  
▶会計課 ☎042-460-9850

## 新築住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置が終了します

次のいずれかに該当する住宅は、新築住宅に対する固定資産税の減額措置(2分の1減額)が令和5年度で終了となり令和6年度から本来の税額に戻ります。

- 平成28年1月2日～平成29年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の長期優良住宅
  - 平成30年1月2日～平成31年1月1日に新築された長期優良住宅または3階建て以上の準耐火構造もしくは耐火構造の一般住宅
  - 令和2年1月2日～令和3年1月1日に新築された一般住宅
- ▶資産税課 ☎042-460-9830

## 令和6年度の国民年金保険料額

令和6年度(4月～令和7年3月分)の国民年金保険料額(定額)は、月額1万6,980円です。日本年金機構から4月上旬に月ごとの納付書と前納納付書(6カ月前納・1年前納)が送付されます。

納付書の種類	保険料額	割引額
1カ月	1万6,980円	—
6カ月前納 ●4月分～9月分 ●10月～令和7年3月分	10万1,050円	830円
1年前納 ●4月分～令和7年3月分	20万140円	3,620円
2年前納 ●4月分～令和8年3月分*	39万8,590円	1万5,290円

※令和7年度の国民年金保険料額は1万7,510円です。

※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニでの支払い不可

甲 2年前納は、3月29日(金)までに☎へ事前申込必要

□納付場所 金融機関・郵便局・コンビニなど(ペイジーも利用可)

□前納納付期限 4月30日(火)(予定)

※10月～令和7年3月分(6カ月)は10月31日(休)(予定)

☎武蔵野年金事務所  
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 子育て 子供医療費助成制度 ～子・育医療証の送付～

現在、有効期間が3月末日の㊶・㊷医療証をお持ちの方へ、4月から使用できる㊸から㊹、㊹から㊺に更新した医療証を3月下旬にお送りします。

本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない方は申請が必要ですので、下記へお問い合わせください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 暮らし 西武鉄道新宿線連続立体交差事業等事業認可関係図書の縦覧

以下の事業について関係図書を縦覧しています。

- 西東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)
- 西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第1・2・7号線
- 西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第3・4・5・6・8号線

□縦覧場所 交通課(保谷東分庁舎)

▶交通課 ☎042-439-4435

## 選挙 3月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性：8万2,431人、女性：8万9,329人、計：17万1,760人

前回の定時登録者数と比較すると、男性：142人減、女性：198人減、計：340人減少しています。

□今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成18年3月2日以前に出生
- ③3月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、12月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、11月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数 男性：87人、女性：107人、計：194人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801



## 市職員募集(令和6年7月1日付採用)

□試験案内 職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布

※詳細は市HP・試験案内で必ずご確認ください。

▶職員課 ☎042-460-9813



試験区分	募集締切
一般事務I類(経験者) (主任級)	4月8日(月) 午後5時
一般事務I類(経験者) (主事級)	
保育士I類	

## 固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

### 住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

### 住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真<sup>など</sup>)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

### 住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(※申告が期限内に間に合わない恐れがある場

合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること

⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)